

議案第1号

枚方宿歴史的景観建造物の指定について

枚方宿地区における歴史的景観建造物の指定について

趣旨及び目的

枚方宿地区は、旧東海道の宿場町のひとつとして栄え、枚方発展の礎となった街であり、今も残る街道筋の町家や道標が、隣接する淀川や万年寺山と一体となって、本市を代表する歴史性豊かな都市景観を形づくっています。

こうした宿場町としての歴史性を有する一方、本市の中心市街地の一画を成していることから、町家の建て替えが進み、町並みに変化が生じつつあります。そこで歴史的景観建造物を指定することで助成制度を適用し、住民と行政が一体となって歴史的景観の保全・整備に努め、魅力ある街なみ景観の形成を図るものです。

枚方市都市景観形成要綱（抜粋）

（歴史的景観建造物の指定）

第21条 市長は、歴史的建築物等（景観上貴重な歴史的・文化的資産である建築物その他の物件をいう。以下同じ。）で、都市景観の形成上重要な価値があると認めるものを歴史的景観建造物（以下「歴史的建造物」という。）として指定することがある。

2 市長は、歴史的建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該歴史的建造物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

（保全計画）

第22条 市長は、歴史的建造物の指定をしたときは、都市景観審議会及びその所有者等の意見を聴き、当該歴史的建造物の保全に関する計画（以下「保全計画」という。）を定めるものとする。

枚方宿歴史的景観建造物指定基準

平成 14 年 2 月 13 日策定

1. 指定の方針

枚方宿地区において、歴史的景観建造物を指定することの意義は、同地区の伝統ある町家等の建築的特徴を保存・継承し、地区固有の地域文化を守り育てることにある。

町家の建築的特徴は、必ずしも年代が古いほど、あるいは建物の規模が大きいほど明確に現れ、価値があるという性格のものではない。町家が生活空間であることから、時代や建物の用途などにより変化し、改造が加えられて、建築当時の姿を正確に残しているとは限らないが、それぞれに価値を認めるべきものと考えられる。

したがって、指定にあたっては、一律の基準のみで指定の物差しとするのではなく、枚方宿の伝統文化や現代生活との整合性を考慮した上で、建築的特徴を評価するものとする。

2. 指定の基準

枚方宿地区における歴史的景観建造物は、下記の項目のうち、1 及び 2 から 4 のいずれかを満たしているものを指定するものとする。

記

1. 歴史的景観保全地区における歴史的環境整備ゾーンの区域内に立地しているもので、建築後、相当年数（概ね 30 年以上）が経過しているもの。
2. 中 2 階、虫籠窓、袖うだつ、出格子など枚方宿町家の伝統的様式を備えていること。若しくは蔵、門屋又はこれらに類するものであること。
3. 時代による変遷はあるものの、2 を継承した建築的特徴を持ち、和瓦、漆喰、腰板などの伝統的素材を使用していること。
4. 伝統的様式に改造が加えられているが、改造度が低く、それを復元できるもの。

歴史的景観建造物一覧表

平成 14 年度

番号	名称	住所	用途	種別	助 成 対 象
1	小野家住宅	新町 1 丁目 5-7	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
2	奥野家住宅	堤町 1 0-2 5	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
3	田中家住宅	堤町 1 0-2 9	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等

平成 15 年度

4	北村家住宅	岡本町 1 0-2	店舗併用住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
5	井上家住宅	堤町 9-2 6	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
6	枚方太鼓蔵	枚方元町 1-2 5	蔵	歴史的景観建造物	蔵の修復、復元等

平成 16 年度

7	羽田家住宅	岡本町 8-1 3	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
---	-------	-----------	----	----------	-----------

平成 17 年度

8	交川家住宅	岡本町 8-1 4	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
9	田中家住宅	堤町 1 0-3 2	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等

平成 18 年度

指定なし					
------	--	--	--	--	--

平成 19 年度

10	村田家住宅	堤町 9-2 7	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
----	-------	----------	----	----------	-----------

平成 20 年度

指定なし					
------	--	--	--	--	--

平成 21 年度

11	大塚家住宅	岡本町 8-1 9	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
----	-------	-----------	----	----------	-----------

平成 22 年度

指定なし					
------	--	--	--	--	--

平成 23 年度

12	菊井家住宅	三矢町 2-2	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
13	木南家住宅	枚方元町 6-6 7	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等

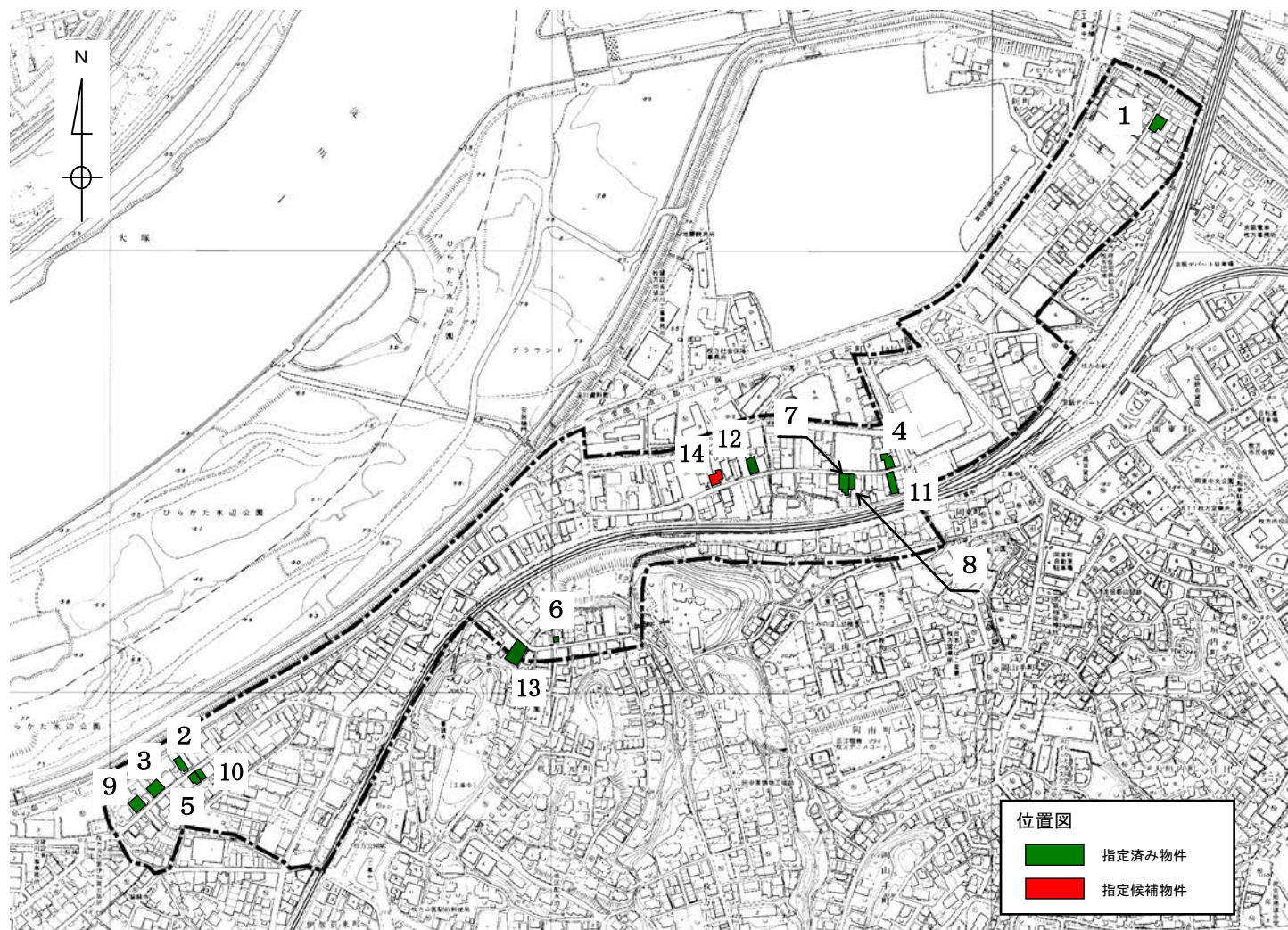
平成 24 年度

指定なし					
------	--	--	--	--	--

平成 25 年度 (候補地)

14	中瀬家住宅	三矢町 2-6	住宅	歴史的景観建造物	主屋の修復、復元等
----	-------	---------	----	----------	-----------

歴史的景観建造物位置図



中瀬家住宅歴史的景観建造物（案）

枚方市都市景観形成要綱第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり中瀬家住宅主屋及び蔵を歴史的景観建造物に指定する。

所在地	三矢町 2 番 6 号（別紙位置図のとおり）
建物所有者	中瀬 佐登子
用途	住宅
建物の種別	主屋
構造・階数	木造中 2 階
建物の間口	4 間半
屋根形状	切妻
屋根材料	棧瓦
建築時期	明治元年

歴史的景観建造物の保全に関する計画

枚方市都市景観形成要綱第 21 条第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日付・枚方市公告第 号により指定した中瀬家住宅歴史的景観建造物の保全に関する計画は、次のとおりとする。

1. 保全の方針

本建造物は外観の 1 階は改造が多いが、2 階の改造が少なく、虫籠窓や袖うだつ等、枚方宿の町家の特徴をよく残している。また、京街道の主要な場所にあることや、主屋に併設されている塀を含めると街道に面する間口が大きいこと、また、見越しの松などにより歴史的景観の形成に大きく寄与している。今後は、現状を保全するとともに、主屋については伝統的様式を可能な範囲で復元していく。

2. 保全すべき外観等の部位並びにその意匠、構造及び材料

(1) 外観の部位

- ・ 前面道路から望見できる外観

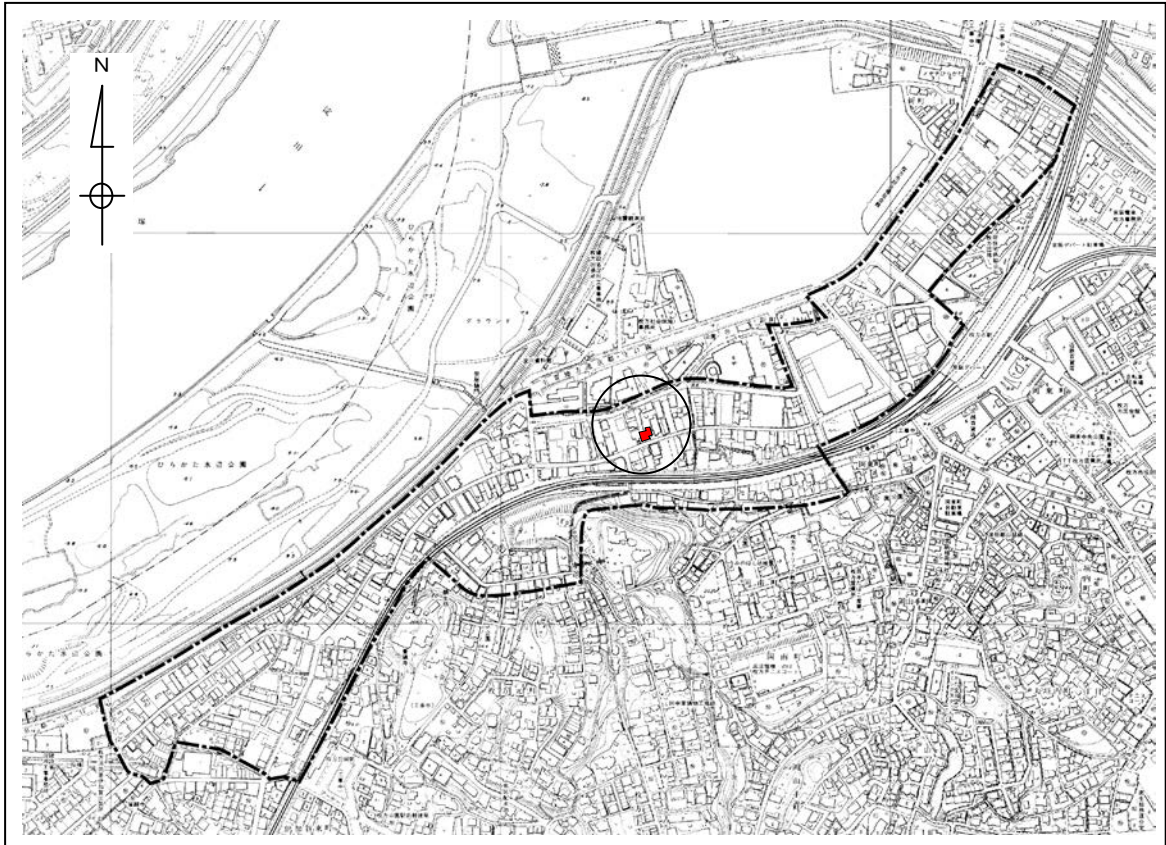
(2) 外観の意匠

- ・ 1 階真壁造・2 階大壁造
- ・ 虫籠窓、袖うだつ

(3) 構造、材料

- ・ 木造中 2 階建

中瀬家位置図



現況写真



現況写真

